

愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所			タイトル	質問内容	回答
		頁	行	項目			
1	入札説明書	3	28	2(1)オ(ア)	指定管理者制度の併用について	「事業者の使用許可権限を付与するため、地方自治法第244条の2第3項に基づき、公の施設の指定管理者制度を併用することとします」とありますが、指定管理としての指定は事業期間を通したのものになると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	3	28	2(1)オ(ア)	指定管理者制度の併用について	「事業者の使用許可権限を付与するため、地方自治法第244条の2第3項に基づき、公の施設の指定管理者制度を併用することとします」とありますが、利用料金の設定については、地方自治法の特例制度を利用して県の承認を要することなくSPCが柔軟に変更できると理解してよろしいでしょうか。	利用料金の設定について、指定管理者制度に基づく県の承認は要しません。県民等の利用が想定される施設等（会議室など）の利用料金については、事業者の提案に基づき県との協議の上で設定した利用料金の上限額を条例に定め、その範囲内で事業者が届出により設定することを予定しています。上記以外の各施設の利用料金については、事業者が利用料金を柔軟に設定できるよう、事業者の提案に基づき県と協議の上で事業者が設定し、利用料金を変更する場合も県と協議の上で事業者が設定することを予定しています。
3	入札説明書	6	1	2(1)カ	事業期間	運営・維持管理期間は、2024年10月1日0時から2034年10月1日0時までとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。2024年10月1日0時から2034年9月30日24時までを予定しています。
4	入札説明書	6	5	2(1)カ	事業期間	「なお、事業者からの申出により、それまでの運営状況等を踏まえて、期間の延長について県と協議できるものとします。」とされております。運営・維持管理期間について、公共施設等運営権実施契約書記載の「運営権の存続期間」に関わらず、期間の延長の可能性があり得るといふ解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	6	5	2(1)カ	事業期間	「なお、事業者からの申出により、それまでの運営状況等を踏まえて、期間の延長について県と協議できるものとします。」とありますが、延長期間（年数）については、事業者提案となりますでしょうか。また、延長期間（年数）の上限（最大10年間等）はありますか。	延長期間については、事業者提案等に基づき、運営状況等を踏まえて決めるものとします。延長期間の上限については、現時点では定めておりません。
6	入札説明書	6	16	2(1)ク(ア)a	出来高の支払率	各年度末の出来高の10分の9以内の額を支払うとありますが、実際の出来高に対する支払率はどのように決定するのでしょうか。	県が確認した出来形部分に相応する施設整備費の10分の9以内の額について、事業者からの請求に基づき支払います。なお、各年度の支払額は各年度における歳出予算の範囲内となります。
7	入札説明書	6	16	2(1)ク(ア)a	各年度末の出来高	「各年度末の出来高」とはどのようなもののでしょうか。また実施契約書(案)の出来高とは同じもののでしょうか。	各年度末の出来高は、事業者からの施設整備費の一部支払いの請求に基づき確認した年度末における出来形部分に相応する施設整備費です。公共施設等運営権実施契約書(案)における出来高と同義です。
8	入札説明書	6	18	2(1)ク(ア)b	サービス購入料について	「本事業完了前に引渡しを要する設計業務に係る費用については、当該業務の成果物の引渡し時に一括して支払います。」とは具体的に設計・PM業務にかかる費用を支払い可能という認識でよろしいでしょうか。また、「成果物の引き渡し時」とは年度末を待たず、都度支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	入札説明書	7	1	2(1)ク(イ)	利用料金収入等	利用料金について、県との協議による、とあるが利用料金の上限等は事業者で設定した金額での運営が可能と考えてよろしいでしょうか。あるいは、別途、県の条例等で定められるものと考えてよろしいでしょうか。	県民等の利用が想定される施設等（会議室など）の利用料金については、事業者の提案に基づき県との協議の上で設定した利用料金の上限額を条例に定め、その範囲内で事業者が柔軟に設定することを予定しています。上記以外の各施設の利用料金については、事業者の提案に基づき県と協議の上で事業者が設定し、利用料金を変更する場合も県と協議の上で事業者が設定することを予定しています。
10	入札説明書	7	9	2(1)ク(イ)	第三者への転貸貸借について	「カフェ・レストラン等民間収益事業等については、事業者が県と賃貸借契約を締結の上、第三者に転貸貸借を行うことも可能です。」とありますが、これは第三者に転貸貸借を行う場合には、県とSPCとの間で賃貸借契約を締結することが必須であるという趣旨でしょうか。（つまりテナントを誘致する場合には、当該エリアについて県との間で賃貸借契約を締結し、そのうえでテナントとSPCとの間で賃貸借契約を締結することが必須でしょうか）	ご理解のとおりです。第三者に転貸貸借を行う場合には、PFI法第69条又は地方自治法第238条の4第2項等に基づき、県とSPCとの間で複数年にわたる賃貸借契約を締結した上で、SPCと第三者との間で転貸貸借に係る賃貸借契約を締結いただくことを想定しています。

愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所			タイトル	質問内容	回答
		頁	行	項目			
11	入札説明書	7	23	2 (1) コ	任意事業について	任意事業とは、SPC自身ではなく、応募企業や構成企業、協力企業等の他の企業が主体となり、計画地外において取り組む、本事業の対象施設の価値を高め、特定事業と相乗効果が期待できる事業という理解でよろしいでしょうか。	任意事業については、SPC自身が取り組んでも結構です。ただし、SPCの財務に大きな影響を与えるなど、継続的・安定的な事業運営に支障がないことを求めます。任意事業の主旨については、ご理解のとおりです。
12	入札説明書	7	23	2 (1) コ	任意事業について	任意事業の実施主体がSPC自身ではない場合、SPC（及びSPCが実施する事業）は任意事業に関してどのような役割を果たすことを想定していますでしょうか。	SPCは、本事業の対象施設の価値を高め、特定事業と相乗効果を発揮させるという観点から、任意事業の企画・立案やそれに伴う県との調整、及び任意事業開始後のガバナンス・モニタリングの統括等を行うことを想定しています。
13	入札説明書	7	23	2 (1) コ	任意事業について	SPCが任意事業の事業主体となることは可能でしょうか。	任意事業については、SPC自身が取り組むことも可能ですが、SPCの財務に大きな影響を与えるなど、継続的・安定的な事業運営に支障がないことを求めます。
14	入札説明書	8	2	2 (1) サ	収支計画の変更について	「県と事業者との合意によって収支計画を変更することができます」とありますが、提案時の前提条件と変更になる可能性がある、金融機関に対する返済計画が変更になる可能性があり、融資ができなくなる可能性があります。収支計画の変更は原則として行わないこととしていただければと存じます。	前例のない事業であり、将来的な収支を見通すことが難しいことから、収支計画を変更することができることとしているものであり、あくまでも県と事業者との合意により収支計画を変更することができるという規定ですのでご理解ください。
15	入札説明書	8	3	2 (1) サ	事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	「～期間ごとに、それまでの運営実績及び事業者による営業努力や経費削減努力等のモニタリング結果を踏まえた上で、…」とありますが、「～期間ごとに、それまでの運営実績や事業者による営業努力、経費削減努力等のモニタリング結果及び物価変動等を踏まえた上で、…」に変更いただけないでしょうか。	収支計画の変更については、物価変動等の外部環境変化への対応を含め、あくまでも事業者の営業努力や経営努力を評価することを原則として考えています。（原文のとおりとします。）
16	入札説明書	8	16	2 (1) シ	計画収入額	「県と事業者で合意した事業計画における各年度の計画収入額」とありますが、合意に向けて必要な資料等の情報は、公共施設等運営権実施契約書（案）の第53条に記載がありますが、具体的にはどのように合意するのでしょうか。	事業者の提案を基に、運営開始までに県と事業者で協議を行った上で合意を得る予定です。
17	入札説明書	8	36	2 (1) ス	事業者の保有資産の買取り	「買取りの詳細については、県等と事業者の協議により定める」とありますが、どの時点でどのように合意するのでしょうか。	原則として、本事業終了後の次期事業の事業手法等の検討及び事業者選定のタイミング等において、県からの発議により買取りに係る協議を行うことを想定しています。なお、事業者が運営権設定対象外施設の追加投資等を実施し、当該資産の県による買取りを希望する場合には、投資の計画時点において買取りに係る協議を行い、双方で合意を得た上で当該投資を実行することとします。
18	入札説明書	9	16	2 (1) セ (イ)	事業者の保有資産等	「事業者は、本事業の実施のために保有する資産等」とありますが、具体的にどのような資産が対象になりますでしょうか。	特定事業実施のために事業者が追加的に調達・保有する設備・備品や、任意事業実施のために事業者が独自に調達・保有する設備・備品等を想定しています。
19	入札説明書	9	18	2 (1) セ (ウ)	修繕・更新	「事業者が提案時に作成した中長期修繕計画を参考に、対象施設について、県が使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合に、事業者が劣化した建物及び設備を初期の要求水準に回復させるための修繕・更新を実施するものとします。」とあります。この点、貴県の判断だけでなく、貴県と事業者との協議に基づき、建物及び設備の存続に必要な範囲において修繕・更新を実施し、要求水準に回復しなければならないことがあるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、必要な修繕・更新内容については県と事業者の協議の上で調整・確定することになりますが、あくまで最終的には県が妥当性を判断することとします。
20	入札説明書	9	20	2 (1) セ (ウ)	運営権存続期間終了時の取扱い	「～事業者が劣化した建物及び設備を初期の要求水準に回復させるための修繕・更新を実施するものとします。」とありますが、「～事業者が劣化した建物及び設備を初期の要求水準に回復させるための修繕・更新を実施するものとします。ただし、経年による劣化はその対象には含まれません。」に変更いただけないでしょうか。	原状回復を求めているものではなく、あくまでも初期の要求水準を充足する状態を維持することを求めています。そのために、必要に応じて経年劣化部分の修繕・更新の実施も含むものとします。（原文のとおりとします。）
21	入札説明書	10	5	-	<参考 本事業の概要>	契約欄の任意事業について、任意事業協定書の締結時期は、公共施設等運営権実施契約書の契約時と同時期という理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に基づき、任意事業の内容が確定後速やかに任意事業協定を締結することとしています。

愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所			タイトル	質問内容	回答
		頁	行	項目			
22	入札説明書	13	36	3 (4) ア	参加表明書について	参加表明書提出時に①～⑤の業務に携わる応募企業等の企業名及び携わる業務を明記することとなっていますが、提案書の提出に向けて検討を深める中で、新たな企業の参加や、役割の変更等が生じる可能性が十分あると考えます。貴県にとってより良い提案を行うためにも、参加表明書提出後の応募企業等の追加や役割変更を認めていただくことは可能でしょうか。	参加表明書提出後の応募企業等の変更は原則として認めませんが、県が認めた場合に限り、代表企業以外の構成企業又は協力企業については、変更することができます。変更を希望する場合は、様式16をご提出ください。
23	入札説明書	13	39	3 (4) ア	参加表明書について	企業名の明記を必須とする業務について、運營業務を取りまとめる企業から第三者に委託して個々の業務（例えばテック・ラボ運營業務等）を実施する場合には、参加表明書には運營業務を取りまとめる企業の名前を明記すればよいという理解でよろしいでしょうか。	「運營業務を取りまとめる企業」がSPCから各運營業務を受託する場合には、ご理解のとおりです。SPCから直接業務を受託する企業については、企業名を明記してください。
24	入札説明書	13	39	3 (4) ア	参加表明書について	企業名の明記を必須とする業務について、運營業務を取りまとめる企業から第三者に委託して個々の業務（例えばテック・ラボ運營業務等）を実施する場合には、当該委託先は応募企業等に必ずしも含まれている必要はないという理解でよろしいでしょうか。	「運營業務を取りまとめる企業」がSPCから各運營業務を受託する場合には、ご理解のとおりです。SPCから直接業務を受託する企業については、応募企業等に含めてください。
25	入札説明書	14	9	3 (4) ア	応募者等の構成	設計、建設、工事管理以外は参加表明時に明記していなかった企業を参加表明後に決定する場合でもWTO調達は対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	入札説明書	16	11	3 (4) エ	応募者等の失格	「参加表明書により参加の意思を表明した応募企業等の変更は原則として認めませんが、県が認めた場合に限り、代表企業以外の構成企業又は協力企業については、変更することができるものとします。」との記載があるが、入札参加表明から入札の間で業務を担当する企業名追加する場合も愛知県様の承認が都度必要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	入札説明書	21	2	3 (8) ア	基本協定の締結	<p>「(8) 契約に関する基本的な考え方 ア 基本協定の締結 県と落札者は、事業契約及び実施契約の締結に先立ち、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成企業及び各協力企業の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項並びに次に示す準備行為を規定した基本協定を締結します。 準備行為とは、落札者自らの費用及び責任において行う、本事業の実施に関して必要な準備（設計に関する打合せを含む。）を指します。 なお、事業契約及び実施契約が効力を生じるに至らなかった理由が落札者の責めに帰すべき事由によるものでないと認められるとき、県は、準備行為に要した費用について、合理的な範囲でこれを負担するものとします。」</p> <p>「(2) 県議会の議決 この入札による契約は、愛知県議会の議決を要するため、事業契約に関する仮契約締結後及び実施契約に関する仮契約締結後、それぞれ直近に行われる愛知県議会に提出し、議決を経た上で契約を確定します。 (3) 入札に伴う費用の負担 本事業の入札に係る費用は、いかなる場合であっても、全て応募者の負担とします。」</p> <p>とありますが、合理的理由がない限り、議会で契約議案が否決された場合の提案費用及び準備行為に必要となった費用の負担につき、県にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、スケジュール上2021年10月に本契約の予定となっておりますが、その際の議決に向けて、基本協定の締結及び仮契約について、十分な協議の時間が確保されると理解してよろしいでしょうか。（特に、任意事業の内容や開業準備委託業務の内容等）</p>	県議会で契約議案が否決され事業契約に至らなかった場合については、落札者の責めに帰すべき事由によるものでないと認められるときは、基本協定に基づく準備行為に要する費用については、合理的な範囲で県がこれを負担することとなりますが、提案費用については、本事業の入札に係る費用はいかなる場合であっても全て応募者の負担としていることから、応募者の負担となります。 また、基本協定の締結及び仮契約については、十分に協議を行う予定です。なお、任意事業協定や開業準備業務委託契約については、特定事業契約後に順次、協議・締結することを想定しています。

愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所			タイトル	質問内容	回答
		頁	行	項目			
28	入札説明書	21	25	3 (8) イ	特別目的会社の設立等	<p>「県は地元経済界からの寄付金を原資として、特別目的会社の資本金の25%未満を議決権付き株式に該当しない株式（以下「完全無議決権株式」という。）として取得することを想定しています。」とありますが、以下につき、県様のご認識をご教示いただきたく存じます。</p> <p>① 株式取得額の見込みについて（現時点で想定すべき出資額等の価額）</p> <p>② 配当の見込みについて（現時点で想定すべき県出資に対する配当水準）</p> <p>③ 取締役の派遣について（県様から取締役の派遣）</p> <p>④ 取締役の派遣を想定している場合、当該取締役はあくまでもSPCの企業価値最大化をミッションとする者との理解で良いか（特に、利益相反の可能性へのお考え）</p>	<p>①事業者決定後、SPCとともに地元経済界へ協力を依頼することを想定しています。</p> <p>②通常の株主と同等の配当を求めます。</p> <p>③, ④県からの取締役の派遣等は予定していません。</p>
29	入札説明書	21	25	3 (8) イ	特別目的会社の設立等	<p>「(イ) 議決権付株式 事業者は、議決権付株式を新たに発行する場合、入札説明書等公表時に示す基本協定書(案)によりあらかじめ認められたものを除き、県の事前の承認を受けるものとします。また、議決権付株式を保有する者(以下「議決権付株主」という。)が、自ら保有する議決権付株式を、他の議決権付株主又は県との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者(例:事業者に対して融資等を行う金融機関等)以外の第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分を行おうとするときは、県の事前の承認を受ける必要があるものとします。 県は、議決権付株式の譲受人が、公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしており、かつ、当該議決権付株式の処分が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、株式処分を承認することとします。」</p> <p>とありますが、SPCの株式につき、事業の進捗に合わせて、出資者及び出資額の変更を県様に申請しようとする場合、合理的な理由があれば、お認めいただけると考えてよろしいでしょうか。例えば、建設期間は小規模にし、運営開始直前で増資など柔軟な提案させていただきたい。</p>	<p>県の承認により変更は可能です。</p>
30	入札説明書	23	5	4 (1)	リスク分担	<p>「本施設的设计・建設及び運営・維持管理上の責任は、原則として事業者が負うものとします。」という基本的な考え方のみ記載があり、詳細は契約書に示すとの記載となっているが、分担の考えは実施方針記載のリスク分担表に基づく理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
31	入札説明書	27	9	7 (2) ア	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	<p>事業運営中は、実施契約書の中の別紙3のペナルティポイントが課せられるとのことですが、ポイントの付与及び数について、根拠内容等をふまえた協議・交渉が可能でしょうか。</p>	<p>ガバナンスに係る県との会議体及び第三者機関において、ペナルティに至る事象についての協議が行われることとなります。ペナルティポイントは、その協議の結果を踏まえて課せられるものであり、ガバナンス基本計画にしたがって付与されることとなります。</p>
32	入札説明書	27	16	7 (2) ア	事業の継続が困難となった場合の賠償額	<p>「事業者は、県に生じた合理的損害を賠償するものとします。」とありますが、損害賠償額の具体的な算出方法および想定される概算金額についてご教授ください。また事業契約書(案)75条の違約金との関係性をご教授ください。</p>	<p>損害賠償額については、事業者の再選定に係る費用や事業開始遅延に伴って代替となる事業実施に係る費用、その他事業内容・条件等の変更等に起因して県に生じる費用から算定するものと考えます。なお、当該算定による損害賠償額が、公共施設等運営権実施契約書(案)第75条第1項に定める違約金を超えた場合、第75条第1項の違約金額に加え、これを超過した額の支払いを求めます。</p>

愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所			タイトル	質問内容	回答
		頁	行	項目			
33	入札説明書	28	6	8 (2) (3)	国庫補助及び許認可	「(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項 事業者は県が国庫補助金等の申請業務等を行う場合は、これに協力し、検査業務についても協力することとします。 (3) その他の支援に関する事項 県は、事業実施に必要な許認可等に関し、可能な範囲で必要な協力を事業者に対して行うこととします。」 とありますが、 ① 現時点で想定されている国庫補助金等につき、制度や金額の概要があればご教示いただきたく存じます。 ② 事業者として必要な許認可につき、県として現時点で本事業を行う上で必要となると想定されている許認可の対象事業につきご教示いただきたく存じます。	想定している国庫補助金等については、地方創生拠点整備交付金の充当を予定しています。 詳細は、内閣府のWebページを参照してください。 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kouhukin/index.html 必要な許認可については、現時点ではカフェ・レストラン等民間収益施設における飲食店の営業許可等が想定されますが、具体的には事業者からの事業内容や運営手法等の提案によるものと考えます。
34	要求水準書	13	2	第2 7	資格者の選任	「業務の実施に当たり、法令等により資格を必要とする場合は、それぞれ有資格者を選任する」とありますが、法令に定める条件を満たしていれば、本施設に常駐配置しなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書	14	8	第3 2	統括管理責任者	統括管理責任者は、SPC の社員かつ専従者とのことですが、施設に常駐している必要はありますか。	統括管理責任者は施設に常駐してください。
36	要求水準書	14	14	第3 2	統括管理責任者	「統括管理責任者及び統括管理業務担当者については、業務の開始前に県に届け出ること。」とありますが、この2者は兼務することは可能という理解でよろしいでしょうか。	責任の所在を明確にする観点から、兼務となることは想定していません。
37	要求水準書	14	18	第3 3(1)	個別業務の責任者	「統括管理責任者及び個別業務の責任者の役割・責任分担が明確にわかるように実施体制を構築すること。」とありますが、役割・責任分担が明確であれば、この2者は兼務することは可能という理解でよろしいでしょうか。	責任の所在を明確にする観点から、兼務となることは想定していません。
38	要求水準書	14	18	第3 3(1)	個別業務の責任者	「個別業務の責任者」は、SPC の社員かつ専従者でなく、構成企業の社員でも問題無いでしょうか。また施設に常駐している必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	SPCの社員かつ専従者とし、常駐してください。
39	要求水準書	18	1	第4 2	業務の前提条件	事業計画地は狭隘な上、接道条件も悪く、難易度の高い工事となることが予想されます。事業計画地北側隣接地の借地は可能でしょうか。	工事に必要となるヤード等の借地については、事業者において実施するものですので、事業者にて確認してください。
40	要求水準書	19	10	第4 3(1)ア	建物規模	床面積：22,000㎡以上とありますが、ここでいう床面積とは容積率の算定の際は除かれる部分も含まれた面積と考えてよろしいでしょうか。	床面積として示す数値は、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積です。
41	要求水準書	19	12	第4 3(1)イ	面積配分	スタートアップ向けオフィス、パートナー等向けオフィスをあえて明確に分けず運用することにより、イノベーションを促進しやすい環境を提案できると考えているため柔軟なオフィス設計の提案を可能とさせて頂けますでしょうか。	スタートアップ向けオフィスとパートナー企業等向けオフィスについては、明確に分離しないような柔軟なオフィス設計の提案は可能です。ただし、両機能の運営業務については、政策的支援の対象にもなることから、それぞれが明確に区分できるような予約・受付、収入・支出管理等を実施してください。
42	要求水準書	19	12	第4 3(1)イ	面積配分	共用部分（県展示スペース含む）の13%については、施設全体の共用部分であり、スタートアップ向けオフィス等の廊下部分等は各機能の構成比に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、各機能の割合はあくまでも目安として提案してください。
43	要求水準書	20	1	第4 3(1)ウ	イノベーション用途部分の面積	スタートアップ向けオフィスの廊下部分など、表に記載の機能に付随する共用部分は、イノベーション用途部分の面積として参入してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書	21	2	第4 3(4)	設備・備品	「施設整備のサービス購入費の範囲内」とありますが、施設整備費ならびにその内数として備品調達設置費は公表されるのでしょうか。	サービス購入料（施設整備費）の予定価格及びその内訳は愛知県財務規則に基づき非公表としております。 ご理解ください。

愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所			タイトル	質問内容	回答
		頁	行	項目			
45	要求水準書	23	3	第4 4 (1) ウ (カ)	BCP・防災への対応	「防災備蓄倉庫等の地域防災に係る機能を整備すること。」とありますが、防災備蓄倉庫内備蓄品の購入・管理等は貴県にて実施するという理解でよろしいでしょうか。	防災備蓄倉庫内備蓄品の購入・管理等は事業者にて実施してください。
46	要求水準書	24	20	第4 4 (2) イ	設備部分	「不足分を追加で調達すること」とありますが、事業者は十分な数量及び品質だと認識していても県との協議で不足とされた場合でも事業者の負担で調達するのでしょうか。	本事業は、県からのサービス購入料の支払いを前提として、施設整備から運営・維持管理までを事業者が一貫して責任をもって実施する事業です。そのため、運営開始時点において運営に支障で生じないよう、十分な設備・備品を調達するとともに、仮に不足があれば事業者負担により調達してください。
47	要求水準書	25	22	第4 4 (3) イ	要求水準	「入居する企業や研究機関等のニーズに対応した設備、備品等を整えること。」とありますが、パートナー企業が未定であることから、ニーズの把握は難しいと思慮します。「運営開始時に設備、備品が不足することが明らかになった場合は、県の負担で不足分を追加で調達する。」という一文を追記していただけないでしょうか。	入居企業等が未定の場合であっても、入居企業のニーズや利用見込み等について事業者において十分に調査・検討を行い、運営開始時に必要となる十分な設備、備品の調達を求めます。一般的なオフィス等において備え付ける設備、備品等を盛り込むなど、設備計画、備品計画を提案してください。なお、設備、備品の調達については、県からのサービス購入料を前提に全て事業者で実施してください。
48	要求水準書	27	9	第4 4 (4) イ	設備部分	「不足分を追加で調達すること」とありますが、事業者は十分な数量及び品質だと認識していても県との協議で不足とされた場合でも事業者の負担で調達するのでしょうか。	本事業は、県からのサービス購入料の支払いを前提として、施設整備から運営・維持管理までを事業者が一貫して責任をもって実施する事業です。そのため、運営開始時点において運営に支障で生じないよう、十分な設備・備品を調達するとともに、仮に不足があれば事業者負担により調達してください。
49	要求水準書	28	30	第4 4 (5) イ	テック・ラボ設備	周囲の公共施設において貸し出ししている同様の機器との重複に留意した上での提案とありますが、周囲の公共施設とは具体的にどの施設かご教授ください。	事業者にて確認の上提案してください。
50	要求水準書	29	2	第4 4 (5) イ	要求水準	「～運営開始時に不足する見込みが明らかになった場合は、不足分を追加で調達すること。」とありますが、スタートアップ企業、パートナー企業が未定であり、またニーズも特定できないことから、事業者でニーズを想定することは難しいと思慮します。「～運営開始時に不足する見込みが明らかになった場合は、県の負担で不足分を追加で調達する。」に変更いただけないでしょうか。	入居企業等が未定の場合であっても、入居企業のニーズや利用見込み等について事業者において十分に調査・検討を行い、運営開始時に必要となる十分な設備、備品の調達を求めます。一般的なオフィス等において備え付ける設備、備品等を盛り込むなど、設備計画、備品計画を提案してください。なお、設備、備品の調達については、県からのサービス購入料を前提に全て事業者で実施してください。 (原文のとおりとします。)
51	要求水準書	31	27	第4 4 (7) イ	宿泊施設	「バスやシャワー等を設置」とあるが、全宿泊室に対して個別のバス・シャワーの設置ではなく一部共用化する等リーズナブルな提案を可能とさせていただきますでしょうか。	設置の主旨や施設整備・運営の方針を踏まえ自由に提案してください。
52	要求水準書	33	2	第4 4 (9) イ	行政支援窓口・人材流動化支援窓口	職員の休憩スペース及びロッカー室、給湯室等を適宜設置すること。とあるが、行政支援窓口・人材流動化支援窓口に対して、愛知県から派遣される職員数は何名を想定されているか。	行政支援窓口・人材流動化支援窓口の業務については、原則としてコミュニティマネージャーが対応することを想定しています。状況に応じて県職員が立ち会うことがあります。
53	要求水準書	34	14	第4 4 (11) イ	県展示スペース	「内装工事、什器備品調達・設置及び展示物の製作・設置については別途県での発注を予定している」とあるが、スケジュール的にはいつ頃を想定しているか。	2023年度～2024年9月に設計・施工を予定しておりますが、詳細は事業者と協議の上決定します。
54	要求水準書	34	29	第4 4 (12) イ	駐車場・駐輪場	「・搬入車両の荷捌きスペースを整備」とありますが、搬入車両の想定サイズをご教授ください。	本施設の導入機能やその規模、運営方法を踏まえて、必要となる搬入車両の荷捌きスペースを整備してください。
55	要求水準書	36	14	第4 4 (13) イ	管理施設	「県が別途整備を予定している県展示スペースの運営・維持管理用の管理施設スペース」とは具体的にどのような部屋・空間を想定しているかご教示頂きたい(倉庫的機能の想定でよいか等)。また、倉庫的機能を想定している場合、他の倉庫と併用することは問題ないか。	職員の待機・休憩等に使用するスペースを想定しています。他の空間と併用でも構いませんが、管理運営上分けられるようにしてください。詳細は協議により決定します。
56	要求水準書	38	13	第4 4 (15) イ	公開空地 緑地	容積率を最高限度の420%としない場合は、敷地面積の30%以上の有効空地と敷地面積の20%以上の緑地を設けなくてもよろしいでしょうか。	容積率を最高限度の420%としない場合においても、要求水準書に示す有効空地、緑地を確保してください。

愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所			タイトル	質問内容	回答
		頁	行	項目			
57	要求水準書	39	10	第4 5 (1) イ	比較検討書	諸設備の選定に際して比較検討書を作成とありますが、比較検討書の求められている水準をお示しください。また、比較検討書の提出は求めないという理解でよろしいでしょうか。	選定した諸設備が最適である根拠を明確に示した書類としてください。比較検討書は基本設計の成果物として提出してください。
58	要求水準書	40	11	第4 5 (2)	照明コンセント設備	海外主要国の電気機器の電圧・形状に対応したコンセントの設置とありますが、想定されている主要国についてご教授ください。	事業者において海外利用者のターゲット等を想定の上、提案してください。
59	要求水準書	43	1	第4 5 (5)	防災設備 地域防災の支援機能	容積率を最高限度の420%としない場合は、敷地面積の25%以上の防災用の避難所等は設けなくてもよろしいでしょうか。	容積率を最高限度の420%としない場合においても、要求水準書に示す防災用の避難所等を設けてください。
60	要求水準書	43	1	第4 5 (5)	防災設備 地域防災の支援機能	名古屋市特定街区運用基準に示す有効空地の基準を満たす場合には、当該有効空地部分を防災用の避難所等として兼用してもよろしいでしょうか。	原則として、有効空地とは別に「敷地面積の25%以上の防災用の避難所、退避施設、防災備品倉庫等の地域防災に係る施設」を整備してください。
61	要求水準書	44	15	第4 6 (1) イ (イ)	業務内容b	「週に1回以上、県との定例会議を開催し、設計内容について協議、確認及び連絡調整等を行うこと。」とありますが、協議の頻度に関しては適切なタイミングを今後提案することは可能と考えてよろしいでしょうか。	原則として週1回以上とします。会議の頻度や開催方法等の詳細については協議の上定めるものとします。
62	要求水準書	45	31	第4 6 (2) ア (ア)	基本的な考え方	「無理のない工事工程を立てる」とありますが、一般社団法人日本建設業連合会の取組みにもごさいますように、現場での週休二日実現は愛知県においても基本姿勢として取り組むことになりそうですでしょうか。	愛知県では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の完全週休2日への更なる普及に向けて取り組んでいるところですので、完全週休2日の実現に努めてください。
63	要求水準書	47	7	第4 6 (2) イ (イ)	什器備品調達・設置業務	備品等については事業者による提案に基づき県との協議、調整の上で調達することになっていますが、応募者が十分な数量及び品質だと認識して提出した提案書と県の要望が大きく乖離した場合は調整不可能になるのではと思慮します。入札時に見込んでおく備品調達設置費をご教示願えないでしょうか。	サービス購入料（施設整備費）の予定価格及びその内訳は愛知県財務規則に基づき非公表としております。ご理解ください。
64	要求水準書	51	6	第5 1 (1) ウ	プログラム・イベント等の展開	サテライト支援拠点とは、具体的にどこの施設を指しているか。	各地域における自主的な取り組みをベースとして、県内各地に順次設置していくことを検討しています。
65	要求水準書	51	30	第5 1 (2) ア	開館日及び開館時間	「スタートアップ向け～365日24時間出入りが可能…」とありますが、これに伴い駐車場・駐輪場も同様の開館日及び開館時間とする必要はあるでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書	51	30	第5 1 (2) ア	開館日及び開館時間	「スタートアップ向けオフィス等…」とありますが、ここで言う“等”には、「入札説明書 P7 サ事業者による運営の結果生じる収益等の帰属」に定義されるよう、“会議室の床利用”も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	スタートアップ向けオフィスと一体となって、スタートアップによって利用される会議室を含みます。
67	要求水準書	51	30	第5 1 (2) ア	開館日及び開館時間	「スタートアップ向け～365日24時間出入りが可能…」とありますが、夜間（例えば、21:00～翌9:00）は、メインエントランスを施錠し、防災センター通用口など夜間はそこから出入りしてもらい等の対応は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
68	要求水準書	51	32	第5 1 (2) ア	開館日及び開館時間	「365日24時間出入りが可能とすることを原則とする」とありますが、電気事業法の定めによる年次点検実施時には全館停電を要することから、その際は、閉館・休館を許容していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	要求水準書	53	19	第5 2	コミュニティーマネージャーの配置	コミュニティーマネージャーは現地常駐を必須とするものでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書	54	2	第5 3	スタートアップ支援プログラム提供業務	スタートアップスタジオとは、一例として、下記リンク先に記載の内容との理解でよろしいでしょうか。 https://studio.creww.me/about/	「スタートアップスタジオ」とは、ビジネスアイデアや起業意向はあるものの、起業や企業経営に係る専門的な知識やノウハウが不足している起業家、起業志望者を対象に、豊富な知識、ノウハウを有した各種専門家がサポートすることによって、起業、創業を創出する場と考えています。

愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所			タイトル	質問内容	回答
		頁	行	項目			
71	要求水準書	54	20	第5 3	県からの業務委託	「県が実施中又は実施予定のスタートアップ支援関連事業のうち、県が行う海外支援機関との基本的な連携構築業務等を除き、事業者による実施が効果的・効率的であると考えられる事業については、県から事業者に移管し、県からの業務委託等により実施することを想定している。」との記載があるが、県が行う海外支援機関との基本的な連携構築業務とは具体的にどう行った業務のことか教授頂けますでしょうか。	アメリカ、フランス、中国、シンガポール等における海外支援機関との関係性の構築や維持のための協定等の締結・見直しや協定等に基づく事業の方向性などの情報交換、調整等の実施を想定しています。
72	要求水準書	55	11	第5 4	スタートアップ支援	「移管対象となる事業や当該事業の実施方法・時期等については、運営方針書で定める。」とあるが、具体的なスケジュールを教授頂きたい。	開業準備業務において2022年度中に運営方針書を作成して移管対象事業や実施方法・時期等を定めた上で、実際の事業の移管については2023年度以降を想定しています。
73	要求水準書	55	20	第5 5 (1)	施設・設備の提供	「～利用者が適切に利用できるよう日常的に動作確認や点検を…」とありますが、ここで言う“設備”とは例えば研究機関や医療機関等で使われるような特殊な設備（例えば、有資格者や経験者でなければ扱えない設備等）も含まれないという解釈でよろしいでしょうか。	事業者の提案によりますが、特にテック・ラボについては、研究機関や医療機関で使われるような特殊な設備が含まれる可能性があるものと考えます。
74	要求水準書	56	9	第5 5 (3)	適切な環境の維持	利用状況やニーズ等を踏まえて、県との協議の上で、必要な設備の追加、更新、バリューアップ等を実施すること。 とあるが、長期修繕計画には載らない新たなニーズに対して、愛知県様との協議において必要と認められたものについては、愛知県様にも費用負担頂ける理解でよろしいでしょうか。 6 パートナー企業等向けオフィス運營業務、7 会議室及びイベントスペース等運營業務、8 テック・ラボ運營業務 の記載についても、同様。	ご理解のとおりです。
75	要求水準書	56	24	第5 6 (2)	利用受付・利用料金徴収等	「オフィス施設の利用料金については、県と事業者の協議により定めた利用料金を徴収すること。」とありますが、利用料金の設定については、「月額制」、「利用都度」などの制約はありますでしょうか。	利用料金の徴収方法に制約はありませんが、提案を踏まえ県と事業者の協議により決定します。
76	要求水準書	58	14	第5 8 (3)	テックスタッフの配置	テックスタッフは現地常駐を必須とするものでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	要求水準書	59	21	第5 1 1	カフェ・レストラン等民間収益施設運營業務	「朝時間帯」とは、具体的に何時から何時までの時間帯かご教授ください。	事業者にて適切に設定してください。
78	要求水準書	59	22	第5 1 1	カフェ・レストラン等民間収益施設運營業務	「コピーサービス、～」とありますが、その他利用者に有用と思われるサービス（例えば、クリーニング等）を付加することは可能でしょうか。またサービスの付加は加点対象となるでしょうか。	サービス内容は自由に提案してください。利用者に対するサービス向上等につながる優れた提案内容と判断されれば、加点対象となる可能性があります。
79	要求水準書	60	1	第5 1 2	駐車場・駐輪場運營業務	「構内通路が本施設のサービス動線として適切に機能するよう、誘導・案内を行い」とあります。貴県は、この誘導・案内を常駐するスタッフにて実施することを要求水準上求めているという認識で宜しいでしょうか。または事業者の提案により無人でも適切に機能できる場合は不要と考えて宜しいでしょうか。	誘導・案内のためのスタッフの常駐を求めているものではありません。適切な誘導・案内が確保できるように提案してください。
80	要求水準書	61	6	第5 1 5 (2)	業務の詳細	「～要求水準を…ものとし、」とありますが、「～要求水準を充足するよう必要な修繕・更新を実施すること。ただし、経年による劣化は、その対象には含みません。実施にあたっては…」と変更していただけないでしょうか。	事業終了時点においては、必ずしも原状回復しなくてもよく、経年劣化かどうかに関わらず、あくまでも要求水準を充足する状態までの必要な修繕・更新を行うことを求めます。 (原文のとおりとします。)

愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所			タイトル	質問内容	回答
		頁	行	項目			
81	要求水準書	63	27	第6 1 (9)	大規模修繕	以下抜粋からは、大規模修繕は除くと読み取れます。 「(9)エ. 修繕・更新とは、劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること（取替えを含む。）をいい、下記オの大規模修繕を除く。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替えを除く。」「オ 大規模修繕（ア）建築：建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいう。（イ）設備：機器、配線、配管の全面的な取替えを行う修繕をいう。」 一方で、68頁7 修繕・更新業務（1）業務の目的では事業者が実施すべき修繕・更新について「修繕・更新は規模の大小を問わず劣化や故障等に対する全ての修繕・更新をいう。」と定義されており、大規模修繕を含むとも読み取れますが、P63. エの通り、大規模修繕は除くという理解でよろしいでしょうか。	修繕・更新には大規模修繕を含むこととします。要求水準書を修正します。
82	要求水準書	64	13	第6 2 (3) ア	管理要員の配置	管理要員の配置（配置時間、ポスト数等）は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。また、管理要員とは設備の専門的知識・経験を有する者を配置しなければならないでしょうか。	管理要員の配置については、事業者の提案を求めます。配置人員は管理に必要な人員を配置してください。
83	要求水準書	64	13	第6 2 (3) ア	建築物保守管理業務、業務の詳細	「建築物保守管理業務のための管理要員を配置すること」と記されていますが、近隣に委託会社の支店等がある場合は、現地常駐ではなくても宜しいでしょうか。	必ずしも常駐である必要はありませんが、迅速かつ適切な対応が可能な場合に限りです。
84	要求水準書	65	5	第6 3 (3) ア	運転・監視	「・本施設内を定期的に巡視し～」とありますが、巡視の頻度は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	要求水準書	67	1	第6 5 (2)	衛生管理・清掃業務、業務の対象範囲	「パートナー企業等向けオフィス内は原則対象範囲であるが、入居企業等が個別に清掃等を実施する場合には、業務実施を免除される」という考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	要求水準書	67	5	第6 5 (2)	敷地周辺の清掃	敷地周辺の清掃にも協力とありますが、あくまで事業者のみで実施するもので、町会・自治会等の清掃活動への協力など地域との連携までは求めているという理解でよろしいでしょうか。	地域に開かれた、にぎわいのある施設としての整備及び運営を整備方針としているため、清掃活動に関わらず地域との連携は積極的に行ってください。
87	要求水準書	67	24	第6 6 (2)	業務の対象範囲	「～県展示スペースを除いた…」とありますが、建物の設計や他施設の警備との兼ね合いで、副次的に警備がかかってしまうことは了解いただけますでしょうか。 また、県展示スペースを除くというのは、機械警備の対象範囲も除くということでしょうか。	建物の設計や他施設の警備との兼ね合いで、副次的に警備がかかってしまうこと、機械警備の対象範囲に含めることを想定していますが、具体的な警備方法については、県展示スペースの運営者等と協議・調整の上で定めることとします。
88	要求水準書	68	3	第6 6 (3) イ	有人警備	「・24時間警備を基本とする。」とありますが、配置（ポスト数等）は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	要求水準書	68	7	第6 6 (3) イ	有人警備	「・入退館者の監視・管理」とありますが、ここで言う“入退館者”には365日24時間出入りするスタートアップ向けオフィス等、パートナー企業等向けオフィス、宿泊・研修施設の入退館も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書	68	15	第6 6 (3) イ	有人警備	「・～火災報知器等の点検」とありますが、有人警備業務としては巡回時の目視確認とし、「点検」は、P64以降の「第6 維持管理業務」の業務範囲として実施する（設備員や専門業者による点検実施）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	要求水準書	68	26	第6 7 (1)	修繕・更新業務	中長期修繕計画書は県と事業者の協議によって定めるとあるが、具体的な協議スケジュールはいつ頃を想定されていますでしょうか。	「要求水準書 第4 6 (2) エ 完成後業務」に基づく、事業者による中長期修繕計画書の提出以降を想定しています。
92	要求水準書	69	1	第6 7 (3)	費用負担	「費用負担は、原則として中長期修繕計画に定めるが、定めのないものについては事業者の負担とする。」とあります。質問「要求水準書_63頁_27行_項目エ_大規模修繕」の回答次第で、もし大規模修繕が事業の対象でない場合は、中長期修繕計画に記載されていなくても、事業者負担で実施の必要は無いとの認識で宜しいでしょうか。	あくまでも中長期修繕計画に定めのないものは事業者負担で実施してください。

愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所			タイトル	質問内容	回答
		頁	行	項目			
93	要求水準書	69	4	第6 7 (3)	修繕・更新業務、費用負担	「利用ニーズに応じた、スタートアップ向けオフィス、パートナー企業等向けオフィス、会議室、テック・ラボ、宿泊・研修施設等の間仕切りの変更についても県と協議の上、事業者の費用負担により実施すること」とされています。利用者都合の間仕切り変更について無制限に費用負担・実施するのでしょうか。利用者負担としても良いという理解でよろしいでしょうか。	間仕切りの変更に関する費用については、利用者負担とすることも含めて事業者の判断に委ねます。
94	要求水準書	69	14	第6 8 (1)	植栽維持管理業務	交換処理とありますが、樹木の植替・処分も含まれているということでしょうか。また、樹木を伐採する場合には県と協議の上、実施するという理解でよろしいでしょうか。	植栽維持管理業務には、植替・処分も含まれます。また、樹木の伐採の際には県との協議は不要ですが、要求水準を満たした上で実施してください。
95	要求水準書	-	-	-	各部屋の仕様	各所要室の仕様（例えば、多目的トイレの数）や維持管理業務の対象範囲（防災センター配置人の条件や電気保安責任者の配置基準等）について、明確な指示（数量や仕上げ仕様の指定）が基本的に示されていないが、事業者による自由な提案可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	落札者決定基準	11	1	-	運営権対価額	提案項目の評価は5段階（A~E）となっておりますが、「運営権対価 ・運営権対価の額 ・運営権対価の根拠が明確に示されているか。」とあります。具体的な評点基準をお示しいただければと存じます。	各審査項目の評価基準については、開示していません。
97	様式集及び記載要領	1	19	1 (4) ア	参加表明書	「(4) 参加資格審査書類の受付時における提出書類 ア 参加表明書 ① 参加表明書 <正1部、副2部> a. 参加表明書 (応募企業用) (様式4-1) b. 参加表明書 (応募グループ用) (様式4-2)」 とありますが、応募企業のみの場合は、コンソーシアムとして組成を検討している協力企業の参加表明書は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。 また、必要ない場合、「参加資格要件確認申請書 (応募企業用)」について、「入札説明書 3 事業者の募集及び選定に関する事項 (4) 応募者等の構成及び参加・資格要件に掲げられている資格要件があることを証する書類」につき、協力企業の資格証跡を添付した書類をご提出することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	様式集及び記載要領	1	24	1 (4) ア③	参加表明書、添付書類	会社パンフレット、有価証券報告書、事業報告・計算書類につきましては、原本ではなくPDF等写しの添付で構わないという解釈でよろしいでしょうか。	原本ではなく、写しの提出でも構いませんが、電子データではなく、郵送又は持参による提出になります。
99	様式集及び記載要領	2	5	1 (4) ア④	参加表明書	「④ 委任状 (様式6) <正1部、副2部> 応募グループでの応募においては、代表企業以外の構成企業ごとに、代表企業への委任状を、各構成企業の代表者が記名捺印し印鑑証明書を添付して提出すること。」 とありますが、応募企業のみでの応募の場合は、協力企業の委任状は、参加表明時には必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	様式集及び記載要領	-	-	-	関心表明書の名義等の記載	関心表明書の記載に関して、関心を表明している企業名の記載や押印も明示しないようにする必要がありますでしょうか。	関心を表明している企業名等については明示してください。
101	基本協定書 (案)	1	4	第1条	法令変更等	第1条 第4項 「4 本基本協定で規定される法令等につき改正又はこれらに替わる新たな制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が本基本協定に適用される。」とありますが、例えば株式譲渡に係る新たな規制等により、事業者側が提案時に想定していた行為に制限が生じる可能性のある場合、その対応策について県と事業者で協議ができるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所			タイトル	質問内容	回答
		頁	行	項目			
102	基本協定書 (案)	1	31	第3条	SPC設立期限等	第3条 事業予定者の設立 「乙は、本基本協定締結後、遅滞なく、事業契約の締結までに、株式会社である事業予定者を愛知県内に設立し、その定款の写し、履歴事項全部証明書及び印鑑証明書を甲に提出するものとする。」とありますが、事業者決定及び伝達の時期、及びSPC設立の期限、仮契約締結の予定日、本契約上程の予定日などにつき、現時点での想定日付をお示いただけますでしょうか。	事業スケジュールについては、「入札説明書 3 (2) 選定の手順及びスケジュール」に記載のとおりですが、以下を参照ください。 ・7月下旬：事業者の決定及び公表 ・8月下旬：基本協定締結 ・9月：仮契約締結 ・10月：特定事業契約締結 事業予定者（SPC）の設立については、入札説明書3（8）イに示すとおり、事業契約の仮契約締結までに設立してください。
103	基本協定書 (案)	5	19	第10条		「第10条 談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等」及び「第11条（暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等）」について、本協定書に協力企業の記載がされる場合でも、本条の規定は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第12条第4項、公共施設等運営権実施契約書（案）第13条第3項に示すとおり、暴力団員等のいずれかに該当する者その他県が不適切と認める者に対しては委託せず又は請け負わせないものとし、受託者又は請負者をして、暴力団員等のいずれかに該当する者その他県が不適切と認める者に対しては再委託をさせず又は下請負をさせないものとしします。
104	基本協定書 (案)	8	8	第12条	事業者の責によらない 特定契約未締結の場合 の責任	第12条 特定事業契約不調の場合の処理 「事由の如何を問わず、本事業開始予定日までに、甲と事業予定者との間で事業契約が締結に至らなかった場合又は運営開始予定日までに、甲と事業予定者との間で締結済みの特定事業契約が解除され又は未締結の特定事業契約が締結に至らなかった場合、締結済みの特定事業契約に定める場合を除き、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認するものとする。」とありますが、事業者の責がない場合の契約議案否決が生じた場合、県は事業者が提案に要した客観的な費用を負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	特定事業契約不調の場合の処理について、落札者の責めに帰すべき事由によるものでないと認められるときは、基本協定に基づく準備行為に要する費用については、合理的な範囲で県がこれを負担することとします。基本協定（案）を修正します。
105	基本協定書 (案)	10	4	第18条	協定期間終了後の規定 有効期間の根拠	第18条 有効期間 「1 本基本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本基本協定の締結日から本事業終了の日までとする。…（中略）… 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号（ただし、第2項の規定に従って又は甲及び乙の合意により、本基本協定の有効期間が終了する場合については第(3)号、第(5)号乃至第(7)号に限る。）に掲げる規定の効力は、本基本協定の有効期間の終了後も存続するものとする。 (1) 第10条（談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等）第2項から第5項まで (2) 第11条（暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等）第2項から第4項まで (3) 第12条（特定事業契約不調の場合の処理） (4) 第14条（本事業終了後の代表企業の責任）」 とありますが、(1)～(4)までの規定を事業契約終了後も適用される根拠・意図はどのようなもののでしょうか。	第10条、第11条、第12条の各号は乙の責による違約金及び賠償金の支払いに係る規定であり、基本協定の有効期間終了時点においてかかる違約金や賠償金が既に発生し未払い等により乙の債務が残存する可能性があることを前提に、基本協定及び契約終了後も当該規定の効力を存続させるものです。なお、第10条の談合等や第11条の暴力団排除については、該当事由が存在する場合、県は締結済みの特定事業契約を解除することができ、その場合、基本協定の有効期間も終了するところ（第18条第2項）、第18条第3項柱書きの括弧書きには、この場合に第10条第2項から第5号まで及び第11条第2項から第4項までの規定を存続の対象から除外することを規定していますが、これは上記のような発生済みの違約金や賠償金の支払義務を免責するものではなく、基本協定の有効期間の終了後に談合等や暴力団排除に係る該当事由が発生したとしても違約金や賠償金の支払義務が発生しないことを明示的に確認するものです。第14条は、本事業終了後の代表企業に責務に係る規定であり、基本協定の有効期間の終了後も当該規定の効力を存続させるものです。
106	基本協定書 (案)	別紙4	29		業務委託請負先の選定 方法	維持管理・運營業務については、SPCの構成員に対し発注して問題無いという理解でよろしいでしょうか。	SPCの構成員への発注も可能ですが、「要求水準書第3 3 (3) コストマネジメント業務」に基づき、経費支出の適正化・効率化を図ることができるようなコストマネジメント手法の提案及び実施を求めます。
107	基本協定書 (案)	-	-	-		事業者選定後の県との協議により、協力企業も県との基本協定書に参加・明記できる可能性はありますでしょうか。 コンソーシアム内の協力企業の事業への積極参加と責任・役割を明確化することが目的です。	基本協定書は県と事業者に出資する構成企業で締結予定であり、協力企業は別紙3への記載になることを原則とします。
108	事業契約書 (案)	1	34	第3条3項	特定事業契約	「ただし、事業提案書の内容が要求水準に定める水準を超えた場合には、その限りにおいて事業提案書が要求水準書に優先する。」とありますが、事業契約締結後、貴県と協議の結果、事業提案書記載の内容が変更となった場合は、変更後の内容が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所			タイトル	質問内容	回答
		頁	行	項目			
109	事業契約書 (案)	1	34	第3条3項	要求水準書と提案書の関係	第3条 特定事業契約 「3 特定事業契約、要求水準書、入札説明書等及び事業提案書の内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用される。ただし、事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて事業提案書が要求水準書に優先する」とありますが、「事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える」との判断はどのような形でされるのでしょうか。	要求水準書に規定した水準等を満足した上で、事業提案書において提案された内容が全て優先されることとなります。なお、基礎審査において、県は要求水準を満足した提案であるかを確認します。
110	事業契約書 (案)	4	9	第10条	(ファシリテーターの活動)	「ファシリテーター」とは、具体的にどのような立場の方を想定されておられるのでしょうか。	第三者として中立かつ専門的な知識・ノウハウのある人材を想定しています。
111	事業契約書 (案)	11	19	第28条第7項	調査	「地中埋設物に起因して発生する追加費用は、県がこれを負担する。ただし、要求水準書に示した地中埋設物に起因するものは除く。」とあるが、地質調査の結果判明し得る想定外事象は地中埋設物だけとは限らない(例えば、公開されている限りの敷地内の地質調査結果からは現時点予測し得ない地盤性状に関する事実など)ため、要求水準書を含めた予め公開されている資料からは想定し得ない事実が地質調査の結果新たに生じることによって発生する、入札提案書の内容を含め事前の設計作業等の手戻りのため必要となる合理的な追加費用は、県にて負担する分担保として頂けませんか。	工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等開示資料に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合、必要があると認められるときは、合理的な追加費用は県が負担しますが、業務に必要な調査(地質調査、土壌調査、敷地測量、その他必要とする関連調査)を実施した上で設計に着手することとなるため、設計作業の手戻りが発生することは想定していません。
112	事業契約書 (案)	29	12	第63条	臨機の措置	「第63条 臨機の措置 1 事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ県の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。…(中略) … 4 事業者が第1 項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者が負担することが適当でないと認められる部分については、県が負担する。」 とありますが、その負担範囲については、公共施設としての位置づけに鑑み、県と事業者で適切に協議するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	事業契約書 (案)	29	24	第64条	政策変更	「第64条 政策変更 1 県及び事業者は、事業契約の締結後に国又は地方公共団体による政策が変更又は決定(以下この条において「政策変更」という。)されたことにより、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面(以下この条において「政策変更通知」という。)により、直ちにこれを相手方に通知する。…中略… 3 県及び事業者は、政策変更通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、当該政策変更に対応して本事業を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更及び追加費用の負担方法について協議する。 4 前項に定める協議の開始日から120 日以内に協議が調わない場合には、県が当該政策変更に対する対応方法を事業者に通知し、事業者は当該対応方法に従い本事業を継続する。この場合において、事業者が生じた追加費用のうち発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認めるものは県が負担する。なお、県は、事業者が生じた損失(逸失利益を含む。)を負担しない。」 とありますが、本事業に関する愛知県様の政策変更等により、本事業の継続のための条件が変更になった場合、第4項に定める協議期限に関わらず、対応方針は県に最終決定権限がないものと理解してよろしいでしょうか。	第4項に定める協議期限に至るまでは、県と事業者との協議及び合意により対応方法が決定されるという理解です。第4項に定める協議期限以降においては県が対応方法を決定します。

愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所			タイトル	質問内容	回答
		頁	行	項目			
114	事業契約書 (案)	32	18	第67条第5項	不可抗力	「当該不可抗力により県が設計条件（地盤の形質変更等）を変更する必要があると認めた場合」との記載について、例えば、設計条件に変更がないものの地盤に起因して工事工程に影響が発生した場合は事業者側のリスクに見受けられます。従って、設計条件に変更がない場合も不可抗力事案としていただけますでしょうか。	地盤に起因する工事に関しては、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等開示資料に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合、必要があると認められるときは、合理的な追加費用は県が負担します。（事業契約（案）第28条第7項を参照ください）
115	事業契約書 (案)	36	30	第79条	知的財産権	「第79条 成果物の利用 1 県は、成果物について、県の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、特定事業契約の終了後も存続する。」 とありますが、利用しようとする際の利用目的、利用範囲及び開示方法、開示対象等につき、事業者の知的財産となるものについては、事前に協議をしていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	成果物の定義については別紙1に規定があり、第79条は同条所定の範囲で県に成果物の利用に関する規定を認めるものです。成果物の利用について必要と認める場合には事業者とも協議します。
116	事業契約書 (案)	39	10	第85条	直接協定	「第85条 金融機関等との協議 県は、必要と認めた場合には、本事業に関して事業者に融資等を行う金融機関等との間で、次の各号に掲げる事項その他本事業の継続的実施の確保に必要な事項について、当該金融機関等との間で協定書を締結する。…以下略…」 とありますが、本条はいわゆるプロジェクトファイナンスを設定した場合を想定したものであり、建設期間は個別企業の建中ローン、運営期間は代表企業等による自己資金等で調達する場合には、当該協定は要らないと考えてよろしいでしょうか。 また、運営権の支払いとして、事業者が当初設定する出資金からの拠出ができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者において資金調達に係る直接協定を必要としない場合は、締結の必要はありません。
117	事業契約書 (案)	別紙4	-	別添1	協議会及びそのファシリテーターについて	「（別添1）愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業に係る協議会等設置要綱（案）」につき、以下質問いたします。 「第3条 協議会は、県及び事業者の中から別表に示す合計●名の会員により組織することを基本とする。協議会は、本事業に係る最高意思決定機関として位置付ける。 2 協議会には会長を置くものとし、●●を会長とする。」とありますが、会長は県または事業者のどちらから選任することをお考えですか。 「第10条 5 ファシリテーターの活動経費は、事業者と県が折半して負担する。」とありますが、その支払い方法及び活動経費の想定についてお示しくください。特に、事務局（愛知県経済産業局）に対して、事業期間にわたり、事業者がその活動経費の半額を支払うという理解でよろしいでしょうか。	会員構成については、双方から必要な人選を提案し、協議の上選出することを想定しています。選定数や選定基準（会長・議長の決定方法含む）等詳細についても協議により定めることとします。 また、ファシリテーターの活動経費については、公募段階において報酬費用等の参考金額を提示することは予定していません。事業開始後、協議会において定めることとなります。
118	事業契約書 (案)	別紙4	-	別添2	第三者機関	「（別添2）愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業に係る第三者機関設置要綱（案）」が示されておりますが、当機関からのアドバイスや勧告内容につき、協議会での議論・調整などをした上でも、県と事業者との間で協議が整わない場合の対応はどのようになりますでしょうか。	第三者機関による勧告等を受けたときは、速やかに協議会を招集して、それを受諾するとともに、その内容を実現する観点からの具体的な対応策を早急に講ずることとなります。さらに、必要に応じて「ファシリテーター」による調整がなされることとなります。以上のような官民の協議・調整のしくみを複層的に導入することにより、紛争等への発展を極力回避し、長期に渡って事業を円滑かつ安定的に推進することを目指しています。
119	公共施設等運営権実施契約書 (案)	2	1	第3条3項	特定事業契約	「ただし、事業提案書の内容が要求水準に定める水準を超えた場合には、その限りにおいて事業提案書が要求水準書に優先する。」とありますが、実施契約締結後、貴県と協議の結果、事業提案書記載の内容が変更となった場合は、変更後の内容が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所			タイトル	質問内容	回答
		頁	行	項目			
120	公共施設等運営権実施契約書(案)	13	6	第28条第1項	運営権設定対象施設	運営権対象施設を具体的にご教示ください。事業契約に基づき整備された施設に加えて、事業計画地内の余剰地(土地)にも運営権は設定されるのでしょうか。	事業契約に基づき整備された施設及び事業計画地内において外構等が整備される敷地も運営権設定対象となります。
121	公共施設等運営権実施契約書(案)	16	15	第36条	運営・維持管理業務責任者	「運営・維持管理業務責任者」と「統括管理責任者」は異なるものでしょうか。また「個別業務の責任者」の1つでしょうか。	前段及び後段ともご理解のとおりです。
122	公共施設等運営権実施契約書(案)	16	15	第36条	運営・維持管理業務責任者	「運営・維持管理業務責任者」は、SPCの社員かつ専従者でなく、構成企業の社員でも問題無いでしょうか。また施設に常駐している必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	SPCの社員かつ専従とし、常駐してください。
123	公共施設等運営権実施契約書(案)	17	13	第40条第1項	任意事業の実施、変更及び終了	任意事業を、SPC自身ではなく、応募企業や構成企業、協力企業等の他の企業が主体となって実施する場合、その事業の実施、変更や終了等は、県からの承諾等を得ることなく、主体となっている事業者の判断で実施していると理解してよろしいでしょうか。	SPC自身ではなく、応募企業や構成企業、協力企業等の他の企業が主体となって実施する場合においても、県と実施事業者との間での任意事業協定の締結が必要となります。事業の変更や終了等においては任意事業協定の定めに従うことになります。
124	公共施設等運営権実施契約書(案)	27	3	第53条第1項	長期収支計画	長期収支計画について県・事業者が合意できない場合の対応について想定があればご教授ください。(第三者の介入等)	長期収支計画について、落札した事業者の提案内容を踏まえ、原則として提案内容から齟齬のないように県と協議の上で設定するものであり、合意できない場合の対応については想定していません。
125	公共施設等運営権実施契約書(案)	28	24	第57条第1項	計画収入額と実収入額の差額返還	本項では差額返還対象施設を「スタートアップ向けオフィス及び～」としておりますが、「入札説明書 参考資料1 県による政策的支援 2. 計画収入額と実収入額との差額負担」では、対象施設を「スタートアップ向けのオフィス等及び～」となっております。どちらが正しいかご教授頂けないでしょうか。また、ここで言う“等”には具体的にどのような施設が含まれるのでしょうか。	「スタートアップ向けオフィス等」の「等」については、スタートアップが利用するスタートアップオフィス以外であってオフィス機能に付帯するサービス提供(会議室利用等)を指します。公共施設等運営権実施契約書(案)については事業者の提案内容に応じて修正等を行うことを予定しています。
126	公共施設等運営権実施契約書(案)	29	4	第58条	差額補償	実施契約48条～50条で、逸失利益を負担しないと定める場合においても、オフィス収入の差額補償は適用されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	ガバナンス基本計画	17	9	第2部V3	モニタリング手順	「第三者機関による評価」に係る費用は全額事業者負担という解釈になるのでしょうか。	県と事業者の折半となります。
128	説明会資料	27	3	11	県による出資	「議決権付き株式に該当しない株式として取得する」とありますが、無議決権株式を取得されるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	説明会資料	27	3	11	県による出資	貴県が「議決権付き株式に該当しない株式として取得」した場合、配当金は必要でしょうか。またそれは優先配当する必要はありますか。	通常の株主と同等の配当を求めます。
130	説明会資料	27	3	11	県による出資	貴県が「議決権付き株式に該当しない株式として取得」した場合、SPC解散時の資本金等分配の扱いはどのようになりますでしょうか。	株式比率に応じて配分される必要があります。